

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配 4 - 1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
							合同会社イズミ 代表社員社長 和泉誠七		山形県山形市五日町 1 番 1 2 号					
							山形市長 佐藤 孝弘		山形県山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha (内、経営管理実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢						
1	山形市大字上宝沢字大塩沢	1827	137	イ	保安林	0.0843 (0.0843)	スギ	46	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-4
2	山形市大字上宝沢字大塩沢	2461	137	イ	保安林	0.0420 (0.0420)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-4
3	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	621	137	イ	山林	0.1009 (0.1009)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-5
4	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	622	137	イ	山林	0.3308 (0.3308)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-5
5	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	623	137	イ	山林	0.0933 (0.0993)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-5
6	山形市大字上宝沢字大塩沢	1990	135	イ	保安林	0.2585 (0.2585)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-6
7	山形市大字上宝沢字大塩沢	2438	137	イ	保安林	0.0829 (0.0829)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-6
8	山形市大字上宝沢字大塩沢	693	137	イ	保安林	0.0608 (0.0608)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-6
9	山形市大字上宝沢字大塩沢	693-1	137	イ	山林	0.0934 (0.0934)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-6
10	山形市大字上宝沢字大塩沢	634	137	イ	畑	0.0196 (0.0196)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-7
11	山形市大字上宝沢字大塩沢	643	137	イ	畑	0.0638 (0.0638)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-8
12	山形市大字上宝沢字大塩沢	643-乙	137	イ	原野	0.0315 (0.0315)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-8
13	山形市大字上宝沢字大塩沢	645	137	イ	畑	0.0214 (0.0214)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-8
14	山形市大字上宝沢字大塩沢	645-乙	137	イ	原野	0.0058 (0.0058)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-8

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
15	山形市大字上宝沢字大塩沢	1806	137	イ	保安林	0.7726 (0.7726)	スギ	98	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
16	山形市大字上宝沢字大塩沢	1807	137	イ	保安林	0.1619 (0.1619)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
17	山形市大字上宝沢字大塩沢	2418	137	イ	保安林	0.0065 (0.0065)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
18	山形市大字上宝沢字大塩沢	2435	137	イ	保安林	0.0254 (0.0254)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
19	山形市大字上宝沢字大塩沢	2439	137	イ	保安林	0.0443 (0.0443)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
20	山形市大字上宝沢字大塩沢	2440	137	イ	保安林	0.0634 (0.0634)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
21	山形市大字上宝沢字大塩沢	632-乙	137	イ	原野	0.0117 (0.0117)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
22	山形市大字上宝沢字大塩沢	664	137	イ	畑	0.0108 (0.0108)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
23	山形市大字上宝沢字大塩沢	690	137	イ	畑	0.0520 (0.0520)	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
24	山形市大字上宝沢字大塩沢	694	137	イ	畑	0.1230 (0.1230)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
25	山形市大字上宝沢字松留	2236	137	イ	原野	0.0093 (0.0093)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
26	山形市大字上宝沢字松留	625-乙	137	イ	原野	0.0307 (0.0307)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-14
27	山形市大字上宝沢字大塩沢	2409	137	イ	原野	0.0121 (0.0121)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-15
28	山形市大字上宝沢字大塩沢	2410	137	イ	原野	0.0201 (0.0201)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-15
29	山形市大字上宝沢字大塩沢	653	137	イ	山林	0.0786 (0.0786)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-15
30	山形市大字上宝沢字大塩沢	654	137	イ	畑	0.0494 (0.0494)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-15
31	山形市大字上宝沢字大塩沢	657	137	イ	畑	0.0285 (0.0285)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-15
32	山形市大字上宝沢字大塩沢	2395	137	イ	保安林	0.0436 (0.0436)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
33	山形市大字上宝沢字大塩沢	2396-2	137	イ	保安林	0.0063 (0.0063)	スギ	55	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
34	山形市大字上宝沢字大塩沢	2408	137	イ	原野	0.0178 (0.0178)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
35	山形市大字上宝沢字大塩沢	2416	137	イ	保安林	0.0061 (0.0061)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
36	山形市大字上宝沢字大塩沢	2423	137	イ	原野	0.0089 (0.0089)	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
37	山形市大字上宝沢字大塩沢	635	137	イ	畑	0.0311 (0.0311)	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
38	山形市大字上宝沢字大塩沢	648	137	イ	畑	0.0055 (0.0055)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
39	山形市大字上宝沢字大塩沢	649	137	イ	畑	0.0155 (0.0155)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
40	山形市大字上宝沢字大塩沢	659	137	イ	畑	0.0521 (0.0521)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
41	山形市大字上宝沢字大塩沢	659-乙	137	イ	原野	0.0155 (0.0155)	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
42	山形市大字上宝沢字大塩沢	661	137	イ	畑	0.0651 (0.0651)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
43	山形市大字上宝沢字大塩沢	661-1	137	イ	畑	0.0263 (0.0263)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
44	山形市大字上宝沢字大塩沢	670	137	イ	畑	0.0324 (0.0324)	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
45	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	1805	137	イ	保安林	0.0967 (0.0967)	スギ	110	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
46	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	620	137	イ	畑	0.0266 (0.0266)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-16
47	山形市大字上宝沢字大塩沢	2437	137	イ	保安林	0.2332 (0.2332)	スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-18
48	山形市大字上宝沢字大塩沢	687-1	137	イ	畑	0.0047 (0.0047)	スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-18
49	山形市大字上宝沢字大塩沢	692	137	イ	畑	0.0623 (0.0623)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-18
50	山形市大字上宝沢字大塩沢	692-1	137	イ	畑	0.0427 (0.0427)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-18

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
51	山形市大字上宝沢字大塩沢	693-2	137	イ	畑	0.0544 (0.0544)	スギ	58	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-18
52	山形市大字上宝沢字大塩沢	1986	135	イ	保安林	0.1463 (0.1463)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-21
53	山形市大字上宝沢字大塩沢	2442	135	イ	保安林	0.207 (0.207)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-21
54	山形市大字上宝沢字大塩沢	696	135	イ	畑	0.0273 (0.0273)	スギ	93	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-21
55	山形市大字上宝沢字大塩沢	669	137	イ	畑	0.0267 (0.0267)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
56	山形市大字上宝沢字大塩沢	1405-乙	137	イ	保安林	0.0233 (0.0233)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
57	山形市大字上宝沢字大塩沢	1412	137	イ	保安林	0.2324 (0.2324)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
58	山形市大字上宝沢字大塩沢	1420	137	イ	保安林	0.2781 (0.2781)	スギ	42	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
59	山形市大字上宝沢字大塩沢	1992	135	イ	保安林	0.1621 (0.1621)	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
60	山形市大字上宝沢字大塩沢	2412	137	イ	保安林	0.0365 (0.0365)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
61	山形市大字上宝沢字大塩沢	2419	137	イ	保安林	0.0224 (0.0224)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
62	山形市大字上宝沢字大塩沢	2420	137	イ	保安林	0.0015 (0.0015)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
63	山形市大字上宝沢字大塩沢	1850	137	イ	保安林	0.2123 (0.2123)	スギ	93	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
64	山形市大字上宝沢字大塩沢	2422	137	イ	保安林	0.0125 (0.0125)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
65	山形市大字上宝沢字大塩沢	2424	137	イ	原野	0.0104 (0.0104)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
66	山形市大字上宝沢字大塩沢	2438-乙	137	イ	保安林	0.0743 (0.0743)	スギ	93	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
67	山形市大字上宝沢字大塩沢	655	137	イ	畑	0.0370 (0.0370)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
68	山形市大字上宝沢字大塩沢	657-乙	137	イ	保安林	0.0136 (0.0136)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
69	山形市大字上宝沢字大塩沢	658	137	イ	畑	0.0063 (0.0063)	スギ	76	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
70	山形市大字上宝沢字大塩沢	659-丙	137	イ	保安林	0.0121 (0.0121)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
71	山形市大字上宝沢字大塩沢	665	137	イ	畑	0.0460 (0.0460)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
72	山形市大字上宝沢字大塩沢	666	137	イ	畑	0.0063 (0.0063)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
73	山形市大字上宝沢字大塩沢	669-乙	137	イ	原野	0.0023 (0.0023)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
74	山形市大字上宝沢字大塩沢	672	137	イ	畑	0.0122 (0.0122)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
75	山形市大字上宝沢字大塩沢	697-1	137	イ	保安林	0.0628 (0.0628)	スギ	93	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-27
76	山形市大字上宝沢字大塩沢	1810	137	イ	保安林	0.0685 (0.0685)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-29
77	山形市大字上宝沢字大塩沢	1811	137	イ	保安林	0.0659 (0.0659)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-29
78	山形市大字上宝沢字大塩沢	2417	137	イ	原野	0.0161 (0.0161)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-34
79	山形市大字上宝沢字大塩沢	2420-乙	137	イ	保安林	0.0068 (0.0068)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-34
80	山形市大字上宝沢字大塩沢	662	137	イ	畑	0.0748 (0.0748)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-34
81	山形市大字上宝沢字大塩沢	662-乙	137	イ	畑	0.0100 (0.0100)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-34
82	山形市大字上宝沢字大塩沢	662-丙	137	イ	原野	0.0030 (0.0030)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-34
83	山形市大字上宝沢字大塩沢	663-丙	135	イ	畑	0.0004 (0.0004)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-34
84	山形市大字上宝沢字大塩沢	1403	137	イ	保安林	0.0201 (0.0201)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-36
85	山形市大字上宝沢字大塩沢	2396-1	137	イ	保安林	0.0079 (0.0079)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-36
86	山形市大字上宝沢字大塩沢	2414	137	イ	保安林	0.0138 (0.0138)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-36

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
87	山形市大字上宝沢字大塩沢	2415-1	137	イ	原野	0.0124 (0.0124)	スギ	68	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-36
88	山形市大字上宝沢字大塩沢	636	137	イ	畑	0.0192 (0.0192)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-36
89	山形市大字上宝沢字大塩沢	660	137	イ	畑	0.0383 (0.0383)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-36
90	山形市大字上宝沢字大塩沢	660-丙	137	イ	畑	0.0037 (0.0037)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-36
91	山形市大字上宝沢字大塩沢	1809	137	イ	保安林	0.2308 (0.2308)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
92	山形市大字上宝沢字大塩沢	2399	137	イ	保安林	0.0089 (0.0089)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
93	山形市大字上宝沢字大塩沢	2402	137	イ	保安林	0.0178 (0.0178)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
94	山形市大字上宝沢字大塩沢	639-乙	137	イ	原野	0.0113 (0.0113)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
95	山形市大字上宝沢字大塩沢	642-乙	137	イ	原野	0.0032 (0.0032)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
96	山形市大字上宝沢字大塩沢	646	137	イ	畑	0.0840 (0.0840)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
97	山形市大字上宝沢字大塩沢	663	137	イ	畑	0.0249 (0.0249)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
98	山形市大字上宝沢字大塩沢	663-乙	135	イ	保安林	0.0411 (0.0411)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-39
99	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	618	137	ロ	畑	0.0130 (0.0130)	スギ	94	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-40
100	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	618	137	イ	畑	0.1061 (0.1061)	スギ	94	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-40
101	山形市大字上宝沢字大塩沢	1410	137	イ	保安林	0.0736 (0.0736)	スギ	79	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-41
102	山形市大字上宝沢字大塩沢	2431	137	イ	保安林	0.0633 (0.0633)	スギ	79	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-41
103	山形市大字上宝沢字大塩沢	684	137	イ	畑	0.0070 (0.0070)	スギ	79	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-41
104	山形市大字上宝沢字大塩沢	688	137	イ	畑	0.0322 (0.0322)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-41

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
105	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	1804	137	イ	保安林	0.0097 (0.0097)	スギ	98	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-45
106	山形市大字上宝沢字伏ヶ上	619	137	イ	山林	0.1257 (0.1257)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-45
107	山形市大字上宝沢字大塩沢	1411-乙	135	イ	保安林	0.0147 (0.0147)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
108	山形市大字上宝沢字大塩沢	1825	137	イ	保安林	0.0884 (0.0884)	スギ	45	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
109	山形市大字上宝沢字大塩沢	2434	137	イ	保安林	0.0059 (0.0059)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
110	山形市大字上宝沢字大塩沢	2443	137	イ	保安林	0.0619 (0.0619)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
111	山形市大字上宝沢字大塩沢	2394	137	イ	畑	0.0288 (0.0288)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
112	山形市大字上宝沢字大塩沢	632	137	イ	畑	0.0231 (0.0231)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
113	山形市大字上宝沢字大塩沢	671	137	イ	畑	0.0207 (0.0207)	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
114	山形市大字上宝沢字大塩沢	680	137	イ	畑	0.0036 (0.0036)	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-48
115	山形市大字上宝沢字大塩沢	2407	137	イ	保安林	0.0113 (0.0113)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-49
116	山形市大字上宝沢字大塩沢	2490	137	イ	山林	0.0156 (0.0156)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-49
117	山形市大字上宝沢字大塩沢	1812-3	137	イ	保安林	0.2393 (0.2393)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-51
118	山形市大字上宝沢字大塩沢	1813	137	イ	保安林	0.1869 (0.1869)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-51
119	山形市大字上宝沢字大塩沢	652	137	イ	保安林	0.0353 (0.0353)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-51
120	山形市大字上宝沢字大塩沢	656	137	イ	保安林	0.0094 (0.0094)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集4-51
	(以下、余白)													

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
1	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1827	137	イ	保安林	0.0843 (0.0843)	スギ	46			別添3の①参照	—	集4-4
2	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2461	137	イ	保安林	0.0420 (0.0420)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-4
3	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	621	137	イ	山林	0.1009 (0.1009)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-5
4	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	622	137	イ	山林	0.3308 (0.3308)	スギ	95			別添3の①参照	—	集4-5
5	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	623	137	イ	山林	0.0933 (0.0993)	スギ	71			別添3の①参照	—	集4-5
6	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1990	135	イ	保安林	0.2585 (0.2585)	スギ	63			別添3の①参照	—	集4-6
7	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438	137	イ	保安林	0.0829 (0.0829)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-6
8	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693	137	イ	保安林	0.0608 (0.0608)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-6
9	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-1	137	イ	山林	0.0934 (0.0934)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-6
10	山形市大字上宝沢 字大塩沢	634	137	イ	畑	0.0196 (0.0196)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-7
11	山形市大字上宝沢 字大塩沢	643	137	イ	畑	0.0638 (0.0638)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-8
12	山形市大字上宝沢 字大塩沢	643-乙	137	イ	原野	0.0315 (0.0315)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-8
13	山形市大字上宝沢 字大塩沢	645	137	イ	畑	0.0214 (0.0214)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-8
14	山形市大字上宝沢 字大塩沢	645-乙	137	イ	原野	0.0058 (0.0058)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-8
15	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1806	137	イ	保安林	0.7726 (0.7726)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-14
16	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1807	137	イ	保安林	0.1619 (0.1619)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-14
17	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2418	137	イ	保安林	0.0065 (0.0065)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-14
18	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2435	137	イ	保安林	0.0254 (0.0254)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-14
19	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2439	137	イ	保安林	0.0443 (0.0443)	スギ	83			別添3の①参照	—	集4-14
20	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2440	137	イ	保安林	0.0634 (0.0634)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-14
21	山形市大字上宝沢 字大塩沢	632-乙	137	イ	原野	0.0117 (0.0117)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-14
22	山形市大字上宝沢 字大塩沢	664	137	イ	畑	0.0108 (0.0108)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-14
23	山形市大字上宝沢 字大塩沢	690	137	イ	畑	0.0520 (0.0520)	スギ	78			別添3の①参照	—	集4-14



丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
24	山形市大字上宝沢 字大塩沢	694	137	イ	畑	0.1230 (0.1230)	スギ	83			別添3の①参照	—	集4-14
25	山形市大字上宝沢 字松留	2236	137	イ	原野	0.0093 (0.0093)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-14
26	山形市大字上宝沢 字松留	625-乙	137	イ	原野	0.0307 (0.0307)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-14
27	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2409	137	イ	原野	0.0121 (0.0121)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-15
28	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2410	137	イ	原野	0.0201 (0.0201)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-15
29	山形市大字上宝沢 字大塩沢	653	137	イ	山林	0.0786 (0.0786)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-15
30	山形市大字上宝沢 字大塩沢	654	137	イ	畑	0.0494 (0.0494)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-15
31	山形市大字上宝沢 字大塩沢	657	137	イ	畑	0.0285 (0.0285)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-15
32	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2395	137	イ	保安林	0.0436 (0.0436)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-16
33	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-2	137	イ	保安林	0.0063 (0.0063)	スギ	55			別添3の①参照	—	集4-16
34	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2408	137	イ	原野	0.0178 (0.0178)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-16
35	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2416	137	イ	保安林	0.0061 (0.0061)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-16
36	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2423	137	イ	原野	0.0089 (0.0089)	スギ	78			別添3の①参照	—	集4-16
37	山形市大字上宝沢 字大塩沢	635	137	イ	畑	0.0311 (0.0311)	スギ	55			別添3の①参照	—	集4-16
38	山形市大字上宝沢 字大塩沢	648	137	イ	畑	0.0055 (0.0055)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-16
39	山形市大字上宝沢 字大塩沢	649	137	イ	畑	0.0155 (0.0155)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-16
40	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659	137	イ	畑	0.0521 (0.0521)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-16
41	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-乙	137	イ	原野	0.0155 (0.0155)	スギ	78			別添3の①参照	—	集4-16
42	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661	137	イ	畑	0.0651 (0.0651)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-16
43	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661-1	137	イ	畑	0.0263 (0.0263)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-16
44	山形市大字上宝沢 字大塩沢	670	137	イ	畑	0.0324 (0.0324)	スギ	78			別添3の①参照	—	集4-16
45	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1805	137	イ	保安林	0.0967 (0.0967)	スギ	110			別添3の①参照	—	集4-16
46	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	620	137	イ	畑	0.0266 (0.0266)	スギ	95			別添3の①参照	—	集4-16

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
47	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2437	137	イ	保安林	0.2332 (0.2332)	スギ	86			別添3の①参照	—	集4-18
48	山形市大字上宝沢 字大塩沢	687-1	137	イ	畑	0.0047 (0.0047)	スギ	86			別添3の①参照	—	集4-18
49	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692	137	イ	畑	0.0623 (0.0623)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-18
50	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692-1	137	イ	畑	0.0427 (0.0427)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-18
51	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-2	137	イ	畑	0.0544 (0.0544)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-18
52	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1986	135	イ	保安林	0.1463 (0.1463)	スギ	83			別添3の①参照	—	集4-21
53	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2442	135	イ	保安林	0.207 (0.207)	スギ	83			別添3の①参照	—	集4-21
54	山形市大字上宝沢 字大塩沢	696	135	イ	畑	0.0273 (0.0273)	スギ	93			別添3の①参照	—	集4-21
55	山形市大字上宝沢 字大塩沢	669	137	イ	畑	0.0267 (0.0267)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-27
56	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1405-乙	137	イ	保安林	0.0233 (0.0233)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-27
57	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1412	137	イ	保安林	0.2324 (0.2324)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-27
58	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1420	137	イ	保安林	0.2781 (0.2781)	スギ	42			別添3の①参照	—	集4-27
59	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1992	135	イ	保安林	0.1621 (0.1621)	スギ	62			別添3の①参照	—	集4-27
60	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2412	137	イ	保安林	0.0365 (0.0365)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-27
61	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2419	137	イ	保安林	0.0224 (0.0224)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-27
62	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420	137	イ	保安林	0.0015 (0.0015)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-27
63	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1850	137	イ	保安林	0.2123 (0.2123)	スギ	93			別添3の①参照	—	集4-27
64	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2422	137	イ	保安林	0.0125 (0.0125)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-27
65	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2424	137	イ	原野	0.0104 (0.0104)	スギ	76			別添3の①参照	—	集4-27
66	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438-乙	137	イ	保安林	0.0743 (0.0743)	スギ	93			別添3の①参照	—	集4-27
67	山形市大字上宝沢 字大塩沢	655	137	イ	畑	0.0370 (0.0370)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-27
68	山形市大字上宝沢 字大塩沢	657-乙	137	イ	保安林	0.0136 (0.0136)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-27
69	山形市大字上宝沢 字大塩沢	658	137	イ	畑	0.0063 (0.0063)	スギ	76			別添3の①参照	—	集4-27

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
70	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-丙	137	イ	保安林	0.0121 (0.0121)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-27
71	山形市大字上宝沢 字大塩沢	665	137	イ	畑	0.0460 (0.0460)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-27
72	山形市大字上宝沢 字大塩沢	666	137	イ	畑	0.0063 (0.0063)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-27
73	山形市大字上宝沢 字大塩沢	669-乙	137	イ	原野	0.0023 (0.0023)	スギ	74			別添3の①参照	—	集4-27
74	山形市大字上宝沢 字大塩沢	672	137	イ	畑	0.0122 (0.0122)	スギ	76			別添3の①参照	—	集4-27
75	山形市大字上宝沢 字大塩沢	697-1	137	イ	保安林	0.0628 (0.0628)	スギ	93			別添3の①参照	—	集4-27
76	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1810	137	イ	保安林	0.0685 (0.0685)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-29
77	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1811	137	イ	保安林	0.0659 (0.0659)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-29
78	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2417	137	イ	原野	0.0161 (0.0161)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-34
79	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420-乙	137	イ	保安林	0.0068 (0.0068)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-34
80	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662	137	イ	畑	0.0748 (0.0748)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-34
81	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-乙	137	イ	畑	0.0100 (0.0100)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-34
82	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-丙	137	イ	原野	0.0030 (0.0030)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-34
83	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-丙	135	イ	畑	0.0004 (0.0004)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-34
84	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1403	137	イ	保安林	0.0201 (0.0201)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-36
85	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-1	137	イ	保安林	0.0079 (0.0079)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-36
86	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2414	137	イ	保安林	0.0138 (0.0138)	スギ	76			別添3の①参照	—	集4-36
87	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2415-1	137	イ	原野	0.0124 (0.0124)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-36
88	山形市大字上宝沢 字大塩沢	636	137	イ	畑	0.0192 (0.0192)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-36
89	山形市大字上宝沢 字大塩沢	660	137	イ	畑	0.0383 (0.0383)	スギ	76			別添3の①参照	—	集4-36
90	山形市大字上宝沢 字大塩沢	660-丙	137	イ	畑	0.0037 (0.0037)	スギ	63			別添3の①参照	—	集4-36
91	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1809	137	イ	保安林	0.2308 (0.2308)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-39
92	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2399	137	イ	保安林	0.0089 (0.0089)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-39

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
93	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2402	137	イ	保安林	0.0178 (0.0178)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-39
94	山形市大字上宝沢 字大塩沢	639-乙	137	イ	原野	0.0113 (0.0113)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-39
95	山形市大字上宝沢 字大塩沢	642-乙	137	イ	原野	0.0032 (0.0032)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-39
96	山形市大字上宝沢 字大塩沢	646	137	イ	畑	0.0840 (0.0840)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-39
97	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663	137	イ	畑	0.0249 (0.0249)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-39
98	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-乙	135	イ	保安林	0.0411 (0.0411)	スギ	68			別添3の①参照	—	集4-39
99	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	ロ	畑	0.0130 (0.0130)	スギ	94			別添3の①参照	—	集4-40
100	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	イ	畑	0.1061 (0.1061)	スギ	94			別添3の①参照	—	集4-40
101	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1410	137	イ	保安林	0.0736 (0.0736)	スギ	79			別添3の①参照	—	集4-41
102	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2431	137	イ	保安林	0.0633 (0.0633)	スギ	79			別添3の①参照	—	集4-41
103	山形市大字上宝沢 字大塩沢	684	137	イ	畑	0.0070 (0.0070)	スギ	79			別添3の①参照	—	集4-41
104	山形市大字上宝沢 字大塩沢	688	137	イ	畑	0.0322 (0.0322)	スギ	72			別添3の①参照	—	集4-41
105	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1804	137	イ	保安林	0.0097 (0.0097)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-45
106	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	619	137	イ	山林	0.1257 (0.1257)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-45
107	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1411-乙	135	イ	保安林	0.0147 (0.0147)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-48
108	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1825	137	イ	保安林	0.0884 (0.0884)	スギ	45			別添3の①参照	—	集4-48
109	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2434	137	イ	保安林	0.0059 (0.0059)	スギ	58			別添3の①参照	—	集4-48
110	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2443	137	イ	保安林	0.0619 (0.0619)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-48
111	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2394	137	イ	畑	0.0288 (0.0288)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-48
112	山形市大字上宝沢 字大塩沢	632	137	イ	畑	0.0231 (0.0231)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-48
113	山形市大字上宝沢 字大塩沢	671	137	イ	畑	0.0207 (0.0207)	スギ	78			別添3の①参照	—	集4-48
114	山形市大字上宝沢 字大塩沢	680	137	イ	畑	0.0036 (0.0036)	スギ	78			別添3の①参照	—	集4-48
115	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2407	137	イ	保安林	0.0113 (0.0113)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-49

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
116	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2490	137	イ	山林	0.0156 (0.0156)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-49
117	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1812-3	137	イ	保安林	0.2393 (0.2393)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-51
118	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1813	137	イ	保安林	0.1869 (0.1869)	スギ	98			別添3の①参照	—	集4-51
119	山形市大字上宝沢 字大塩沢	652	137	イ	保安林	0.0353 (0.0353)	スギ	59			別添3の①参照	—	集4-51
120	山形市大字上宝沢 字大塩沢	656	137	イ	保安林	0.0094 (0.0094)	スギ	73			別添3の①参照	—	集4-51
	(以下、余白)												
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける者（丙） 住 所（同上） 合同会社イズミ 代表社員社長 和泉 誠七</p> <p>権利を設定する市町村（乙） 住 所（同上） 山形市長 佐藤 孝弘</p>													

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

### (3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

### (4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して森林保険により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に育成する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費等の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における精算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙との間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

①	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1827	137	イ	<p>○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2461	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	621	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	622	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	623	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1990	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	634	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	643	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	643-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	645	137	イ	



別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字大塩沢	645-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1806	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1807	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2418	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2435	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2439	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2440	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	632-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	664	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	690	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	694	137	イ	
山形市大字上宝沢 字松留	2236	137	イ	
山形市大字上宝沢 字松留	625-乙	137	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2409	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2410	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	653	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	654	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	657	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2395	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-2	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2408	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2416	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2423	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	635	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	648	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	649	137	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

①	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659	137	イ	<p>○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	670	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1805	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	620	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2437	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	687-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-2	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1986	135	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2442	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	696	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	669	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1405-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1412	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1420	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1992	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2412	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2419	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1850	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2422	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2424	137	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	655	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	657-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	658	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-丙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	665	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	666	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	669-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	672	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	697-1	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1810	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1811	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2417	137	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	662	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-丙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-丙	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1403	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-1	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2414	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2415-1	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	636	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	660	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	660-丙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1809	137	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2399	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2402	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	639-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	642-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	646	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	663	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-乙	135	イ	
山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	ロ	
山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1410	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2431	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	684	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	688	137	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1804	137	イ	
山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	619	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1411-乙	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1825	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2434	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2443	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2394	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	632	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	671	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	680	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2407	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2490	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1812-3	137	イ	



別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

①	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1813	137	イ	<p>○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	652	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	656	137	イ	
	(以下、余白)				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1827	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2461	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	621	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	622	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	623	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1990	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	634	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	643	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	643-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	645	137	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	645-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1806	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1807	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2418	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2435	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2439	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2440	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	632-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	664	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	690	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	694	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字松留	2236	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字松留	625-乙	137	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2409	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2410	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	653	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	654	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	657	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2395	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-2	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2408	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2416	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2423	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	635	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	648	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	649	137	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	670	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1805	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	620	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2437	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	687-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-2	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1986	135	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2442	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	696	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	669	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1405-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1412	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1420	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1992	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2412	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2419	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1850	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2422	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2424	137	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	655	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	657-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	658	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-丙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	665	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	666	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	669-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	672	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	697-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1810	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1811	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2417	137	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）                      ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）                      ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）                      ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-丙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-丙	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1403	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2414	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2415-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	636	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	660	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	660-丙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1809	137	イ	



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）                      ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）                      ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）                      ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2399	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2402	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	639-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	642-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	646	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-乙	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	ロ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1410	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2431	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	684	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	688	137	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1804	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	619	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1411-乙	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1825	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2434	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2443	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2394	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	632	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	671	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	680	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2407	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2490	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1812-3	137	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1813	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	652	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	656	137	イ	
	(以下、余白)				

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1827	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2461	137	イ	
山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	621	137	イ	
山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	622	137	イ	
山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	623	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1990	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	693	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-1	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	634	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	643	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	643-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	645	137	イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	645-乙	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1806	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1807	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2418	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2435	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2439	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2440	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	632-乙	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	664	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	690	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	694	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字松留	2236	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字松留	625-乙	137 イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2409	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2410	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	653	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	654	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	657	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2395	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-2	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2408	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2416	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2423	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	635	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	648	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	649	137 イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-乙	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	661-1	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	670	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1805	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	620	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2437	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	687-1	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	692-1	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	693-2	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1986	135 イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2442	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	696	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	669	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1405-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1412	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1420	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1992	135	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2412	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2419	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1850	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2422	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2424	137	イ	



別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2438-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	655	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	657-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	658	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	659-丙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	665	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	666	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	669-乙	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	672	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	697-1	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1810	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1811	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	2417	137	イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2420-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	662-丙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-丙	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1403	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2396-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2414	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2415-1	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	636	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	660	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	660-丙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1809	137	イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2399	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2402	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	639-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	642-乙	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	646	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	663-乙	135	イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	ロ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	618	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1410	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2431	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	684	137	イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	688	137	イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	1804	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字伏ヶ上	619	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1411-乙	135 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1825	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2434	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2443	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2394	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	632	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	671	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	680	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2407	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	2490	137 イ	
	山形市大字上宝沢 字大塩沢	1812-3	137 イ	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
山形市大字上宝沢 字大塩沢	1813	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	652	137	イ	
山形市大字上宝沢 字大塩沢	656	137	イ	
(以下、余白)				

①